

# 第153回

## 熊本県都市計画審議会議事録

平成31年（2019年）2月6日

## 第153回 熊本県都市計画審議会議事録

1 案件 [公開・非公開]

審議

議第1321号

《公開》

熊本都市計画区域マスタープラン基本方針の改訂の件

議第1322号

《非公開》

建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく産業廃棄物処理施設の  
位置の件（宇土市）

議第1323号

《非公開》

建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく産業廃棄物処理施設の  
位置の件（合志市）

議第1324号

《非公開》

建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく産業廃棄物処理施設の  
位置の件（大津町）

2 審議会の日時及び場所

日時 平成31年（2019年）2月6日（水曜日） 午前10時00分開会

場所 ホテル熊本テルサ 3階たい樹

3 出席した委員及び幹事の氏名

（出席委員）

熊本大学教授

位寄 和久

熊本大学教授

柿本 竜治

くまもと農業女性ネットワーク

大木 恵美子

熊本商工会議所女性会会長

安樂 美代子

熊本経済同友会

野々口 弘基

弁護士

森 則子

熊本大学教授

副島 顕子

熊本県議会議員

西岡 勝成

熊本県議会議員

小杉 直

熊本県議会議員

岩下 栄一

熊本県議会議員

城下 広作

熊本県議会議員

濱田 大造

九州地方整備局長 (代理 熊本河川国道事務所長 鈴木 学)  
九州農政局長 (代理 農村振興部農村計画課長 松澤 智亮)  
熊本県警察本部長 (代理 交通規制課長 大内田 朗二)

(出席幹事)

道路都市局長	上野 晋也
土木部道路都市局都市計画課長	坂井 秀一
土木部建築住宅局建築課長	松野 秀利
土木部道路都市局都市計画課政策監	尾上 佑介
土木部道路都市局都市計画課審議員	松田 龍朋
土木部道路都市局都市計画課課長補佐	平山 幸司
土木部道路都市局都市計画課主幹	最上 有希

4 一般の傍聴者 0名

5 議事次第

- (1) 開会
- (2) 主催者あいさつ
- (3) 委員紹介
- (4) 会長選任の件
- (5) 会長代理及び議事録署名者の指名
- (6) 議案
- (7) 閉会

6 議事の経過

(1) 開会

平山課長補佐

定刻になりましたが、審議会の開会に先立ちまして、配布資料の確認をお願い致します。本日は、お手元に資料を8つ配布させていただいております。A4のペーパーで、「次第」、「席次表」、「出席者名簿」、「情報公開について」、それから緑色の冊子で「議案集」、A3番の資料で「参考資料」、クリップ留めしてあります「パワーポイントの打出し資料」、「熊本都市圏総合交通戦略の冊子」、以上になります。資料が不足してありましたら、事務局までお申し付けください。

それではただいまより、第153回熊本県都市計画審議会を開会致します。私は本日の進行を致します、県都市計画課 平山と申します。よろしくようお願い致します。開会にあたりまして、県土木部道路都市局長の上野からご挨拶申し上げます。

## (2) 主催者あいさつ

### 上野道路都市局長

皆様おはようございます。道路都市局長の上野でございます。事務局を代表致しまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日はご多忙の中、ご出席をいただきまして誠に有難うございます。また、学識委員の皆様におかれましては、本審議会の委員をお引き受けいただき、感謝を申し上げます。

本審議会は、昭和44年に第1回目を開催し、今回で153回目を迎えることとなります。

まちづくりを進めていくうえで、本審議会の議を経て、道路や公園などの様々な都市計画を決定しており、これまで1320件もの議案を審議していただいております。今回は審議事項として4件、報告事項を2件予定を致しております。委員の皆様の忌憚のないご意見・ご指導をお願い致しまして、冒頭の挨拶に代えさせていただきます。本日はよろしく願い致します。

### 平山課長補佐

定数の確認をいたします。本日は、委員18名のうち現在13名ご出席ですので、「熊本県都市計画審議会条例」の規定によりまして、審議会を開催できる定員数に達しておりますことをご報告致します。

## (3) 委員紹介

### 平山課長補佐

審議に入ります前に、学識経験を有する委員についてですが、任期満了に伴いまして、新たにご就任、また再任いただいておりますので、ご紹介させていただきます。

着座のままでお願い致します。

熊本大学教授 位寄(いき) 委員でございます。

同じく熊本大学教授 柿本(かきもと) 委員でございます。

くまもと農業女性ネットワーク 大木(おおき) 委員でございます。

熊本商工会議所 安楽(あんらく) 委員でございます。

経済同友会 野々口(ののぐち) 委員でございます。

弁護士会 森(もり) 委員でございます。

あと、熊本大学教授 副島(そえじま) 委員につきましては、遅れて参加いただく予定となっております。

また、本日代理で出席いただいている委員をご紹介させていただきます。

国土交通省九州地方整備局長の代理と致しまして、九州地方整備局熊本河川国道事務所長鈴木(すずき)様でございます。

農林水産省九州農政局長の代理と致しまして、九州農政局農村振興部農村計画課課長松澤(まつざわ)様でございます。

熊本県警察本部長の代理と致しまして、熊本県警察本部交通規制課長の大内田(おおうちだ)様でございます。

その他の委員の皆様のご紹介につきましては、お手元の出席者名簿と席次表により代えさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願い致します。

すいません、先程の熊本大学教授副島委員いらっしゃいましたので、どうぞよろしくお願い致します。

#### (4) 会長選任の件

##### 平山課長補佐

続きまして、今回は学識経験を有する委員の就任後、初めての審議会でございますので、ここで会長の選任を行います。

熊本県都市計画審議会条例の規定によりまして、会長は学識経験を有する委員の中から選挙によって定めることとなっております。

なお、委員の皆様にご異議ない場合には、運営規則の規定によりまして、委員からのご推薦を用いることもできるようになっております。また、もしご異議が無い場合は、事務局から推薦させていただくこともできるようになっております。いかが致しましょうか。

(「事務局一任」の声)

事務局一任という声がありましたので、事務局から推薦させていただきたいと思えます。事務局からは、位寄委員を推薦させていただきます。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

では、位寄委員よろしくお願ひ致します。会長席の方にお移りお願ひ致します。

##### 位寄会長

皆さん、おはようございます。皆様のご推薦により会長を引き受けさせていただきます熊本大学の位寄です。効率的で実りある議論を進めて参りたいと思えますので、どうぞご協力の程よろしくお願ひ致します。

#### (5) 会長代理及び議事録署名者の指名

##### 位寄会長

それでは、議事を進めさせていただきたいと思えますが、議案の審議に入ります前に、熊本県都市計画審議会運営規則に基いて、会長代理及び議事録署名者の指名ということをごさせていただきます。まず、会長代理は、運営規則第3条の規定により、学識経験を有する委員から、会長が、指名するということになってございます。今回は、柿本委員にお願いしたいと思えますが、よろしいでしょうか。

(柿本委員 了承の声)

はい、よろしくお願ひ致します。

それから議事録の署名者につきましても、規定により会長が指名するということになって

おりますが、本日は、安樂（あんらく）委員と、それから、城下（しろした）委員にお願いしたいと思います。よろしくお願い致します。

## (6) 議案

審議：議第1321号

熊本県都市計画区域マスタープラン基本方針の改訂の件

### 位寄会長

それでは続きまして、議題の6に入りたいと思います。

審議会の公開ということもございますけれども、本日の1322号、1323号、1324号はお手元の「熊本県都市計画審議会の情報公開について」の「1. 熊本県都市計画審議会の公開・非公開について」の④建築基準法第51条ただし書きの規定に関する議案というものに該当しますので、非公開ということになります。その他の審議事項については、公開ということでございます。本日の審議会の傍聴の方と報道機関の方は、係員の指示に従って退室をお願い致します。

本日傍聴及び報道機関の方はいらっしゃいますか。

### 松田審議員

傍聴の方はいらっしゃいません。報道機関の方が3社いらっしゃいます。

### 位寄会長

それでは、係員の指示に従ってよろしくお願い致します。それでは、審議に入ります。

「議第1321号 熊本県都市計画区域マスタープラン基本方針の改訂の件」について、ご審議をいただきたいと思います。事務局から議案の説明をお願い致します。

### 松田審議員

都市計画課審議員の松田です。本日の説明を担当させていただきます。よろしくお願い致します。着座にて説明させていただきます。説明は前方のスクリーンを用いて行います。

「議第1321号 熊本県都市計画区域マスタープラン基本方針の改訂」についてご説明致します。説明はこの1から6まで、都市計画の概要から基本方針について、必要性和留意点、改訂プロセス、改訂案の内容、改訂後の動きについて説明させていただきます。

まず、都市計画制度の概要について簡単に触れさせていただきます。都市計画法第1条に目的があつて、法第2条に基本理念が掲げられております。また、第4条に都市計画とは、土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画と定義されております。本審議会の役割でございますが、本規定によりますと、この法律によりその権限に属させられた事項、及び都道府県知事の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議するとされております。なお、今回の諮問理由は、この規定に基づき諮問するものでございます。

次に、都市計画制度の体系イメージでございますが、都市計画区域では、県決定の法定計画である都市計画区域マスタープランを定め、この中で都市計画の目標などを示しております。そして、この区域マスタープランに即するかたちで、市町村が市町村都市計画マ

マスタープランを定めます。こちらも法定計画となります。それぞれの都市計画がこの両マスタープランに即して定められます。なお、両マスタープランは国土計画や地方計画など上位計画と整合を図ります。そして、本日審議していただく基本方針は、県内の都市計画区域に共通する都市づくりの方向性を示すものでございます。

次に、県内の都市計画区域を示したものがこちらの図面になります。

お手元にも同じものを配布しておりますので、そちらもご参考としてください。県内には17の都市計画区域、それと2つの準都市計画区域がございます。中でも、「熊本都市計画区域」は、県内で唯一、区域区分“いわゆる線引き”を適用しております。この濃いピンク色の部分が「市街化区域」、薄いピンク色の部分が「市街化調整区域」となっております。「熊本都市計画区域」は、熊本市、合志市、菊陽町、益城町、嘉島町2市3町からなっております。都市計画の概要については以上でございます。

次に、基本方針及び区域マスタープランの策定経緯についてご説明します。平成12年の都市計画法改正によりまして、区域マスタープラン策定が義務化され、これを受けまして平成15年に基本方針を策定、そして、これに即しまして区域マスタープランを県内17の区域で一斉に策定しております。そして、平成17年～24年にかけて、主に市町村合併に伴いまして区域マスタープランを改訂しております。また、基本方針の改訂時期を概ね10年としているため、平成25年に基本方針を改訂し、区域マスタープランも一部改訂しております。なお、基本方針の“次期”改訂は本来であれば、約10年後の平成30年代半ばとなるところですが、平成28年の熊本地震を受け、今回、一部改訂について検討を行っていたところでございます。

次に、基本方針の構成についてご説明します。基本方針は、全5章で構成し、第1章が見直しの趣旨や考え方、その構成について、第2章が都市計画の目標、第3章が県内に共通する都市計画方針、そして、第4章が広域圏を策定する際の考え方、第5章が都市計画制度の運用方針となっております。

続いて、今回の基本方針改訂の必要性と留意点でございますが、まず、改訂の必要性ですけれども、前回方針の都市防災に関する記載内容は、主に東日本大震災の教訓を踏まえて、取り纏めておりました。しかし、今後改訂予定の区域マスタープラン等は熊本地震を踏まえるということのため、これらの方向性等を示す基本方針に熊本地震の内容を早急に盛り込む必要がございます。なお、留意点として、基本方針はその性格から、個別具体的な内容を記載するのではなく、包括的な表現を記載することとしております。

次に、これまでの検討経緯を説明し致します。昨年度から改訂作業に着手し、まず、熊本地震後の各種計画の改訂状況、類似事例として、例えば、東日本大震災など過去に大規模な地震を経験した他県における基本方針の改訂状況、そして、県内市町のマスタープラン改訂状況について、把握・整理を行っております。次に、「「都市防災に関する必要な視点」で抽出」とは、関連計画となる「県地域防災計画」や「熊本復旧・復興4カ年戦略」などの中から都市防災に関する改訂内容のみ取り出し、この内容と前回方針の記載内容と

の比較検討を行いまして、今回の改訂方針を策定しております。ここまでが、昨年6月の本審議会にご報告させていただいた内容でございます。昨年6月以降におきましては、素案の作成、庁内各課や関係市町への意見聴取、それからパブリックコメントを実施し、改訂（案）を作成し、本日この改訂（案）をお諮りしているところとなります。

次に、ここで昨年6月本審議会へ報告させていただきまして、了承いただいた主な点について説明します。まず、改訂方針として、改訂は前方針のうち都市防災に関し早急に見直す必要がある内容に限定し、前方針の一部改訂とすること。都市防災の内容は、前方針が東日本大震災等を背景にしていたため、熊本地震を踏まえた内容とすること。都市防災に関する内容の精査は、熊本地震を踏まえた県地域防災計画等の各種計画の改訂状況などを踏まえた整理を行うこと。次に、今後の進め方として、パブリックコメントを実施したうえで改訂（案）を作成し、当該（案）を都市計画審議会へ付議することということでした。そして、各種計画などの確認の結果、追記が必要な具体的な内容は、グランメッセなどの防災拠点が被災したことを受け、防災拠点の耐震化。それから益城町などで電柱倒壊による道路空間が封鎖されたことを受け、緊急輸送道路の無電柱化の推進。これまで「整備」の観点のみ記載していた都市施設への、「計画的な維持管理・更新」の追記。県国土強靱化地域計画などに、九州の縦軸・横軸へのリダンダンシーの確保や空港へのアクセス機能の強化など追記されたことを受けての対応。ここでリダンダンシーの確保という言葉ですが、例えば、複数のルートを確保することを意味します。熊本地震で阿蘇大橋の国道57号が通行不能となり、広域的な交通機能が喪失しました。例えば、この代替機能を有するというのが中九州横断道路であり、この道路が整備されることで、リダンダンシーの確保につながっています。その他、熊本地震の2カ月後に豪雨災害を受けたことによる、複合被害への備え。熊本地震の特徴的被害である液状化や大規模盛土造成地滑動崩落への対応など、災害リスクを踏まえた土地利用の重要性。ソフト対策として、自助・共助の取組みが不足したことを受け、高齢者や外国人などの要配慮者への対応を含めた地域防災力の強化などであり、これらについて盛り込んでいくことをご報告しております。

では、これより、前回都市計画審議会以降の検討内容についてご説明します。まず、事務局の方で了承事項に沿って改訂（素案）を作成し、その後、庁内各課及び関係市町へ意見聴取を行いました。その結果、35件の意見が提出され、その内訳は庁内各課が28件、関係市町が7件でございました。但し、提出されたご意見については、用語の統一やより分かりやすい表現への修正意見等で、事務局案を大きく修正するご意見はありませんでした。

続きまして、パブリックコメントの概要について説明します。パブリックコメントとは、政策の企画立案過程において、広く県民に意見を求めることを言い、その目的は、より透明性の高い県政及び県民の県政への積極的な参画の推進、県民とのパートナーシップを築くというものでございます。今回このパブリックコメントを昨年8月27日から9月26日にかけて実施しております。結果として、意見はございませんでした。

以上のプロセスを踏まえ、今回、内容について改訂した事項を、こちらの前方針の全体



構成で示しますと、この朱書き箇所となります。ご覧のように、改訂箇所は1章では①から③、2章では②の基本目標、3章では②の土地利用や③の都市施設、⑥の都市防災についての基本的な方針について改訂を行ったところです。なお、その他については、今回の改訂方針に合致する内容ではないため改訂はしておりません。

では、これより、改訂した箇所の主な内容についてご説明します。こちらは基本方針の新旧対照表となります。お手元に配布している「資料3」、お手元にも同じようなものをお配りしておりますが、新旧対照表を併せてご覧ください。第1章「基本方針の見直しの趣旨と考え方及び構成について」を記した章となりますが、「構成」そのものに変更はございません。「見直しの趣旨と考え方」について、今回の改訂内容に変更しました。次のページ以降で主なものについてご説明致します。新旧対照表では2ページになります。改訂した項目のうち、まず、「見直しの趣旨」では、熊本地震の概要を追記し、今回の改訂が緊急的な一部改訂であることを記載致しました。続きまして、3ページに入りますと、A3番の資料が新旧対照表になっています。A3番の横の方です。1、2ページ進んでいただきまして、次3ページの方ですが、「旧方針作成の経緯と概要」の部分ですが、項目名を一部変更し、今回の改訂が都市防災に関する内容に限定すること、今回改訂する内容以外は、次の定期改訂時に検討することとしております。続きまして、少し進みまして、ページ8ページの方では、「都市動向と都市づくりの課題」について記載しておりますが、「安全・安心に暮らせる地域づくり」の項目に、前回方針では、東日本大震災等を中心に記載していたため、熊本地震の概要や都市施設等の被害状況について追記し、内容を変更しております。

続きまして、第2章「都市計画の目標」を記した章ですが、熊本地震を踏まえた内容や「都市ネットワークづくり」の項目に、国土強靱化の観点を踏まえた内容を追記しております。新旧対照表でいきますと、ページ23ページからになります。

こちらが「都市ネットワークづくり」を示した箇所でございますが、国土強靱化の観点から、リダンダンシーの確保や阿蘇くまもと空港へのアクセス機能の強化等について今回追記しております。

次の第3章では、土地利用、都市施設、都市防災についての基本的な方針について改訂しておりますが、新旧対照表でいきますと24ページになります。今回特に、熊本地震の経験・教訓を踏まえまして、都市防災についての基本的な方針を大きく改訂しております。24ページの新旧対照表でいきますと、まず、「土地利用の基本的な方針」の「自然災害の軽減に寄与する土地利用」の項目につきましては、今回の熊本地震を踏まえ、災害リスクを踏まえた土地利用の必要性や、特徴的被害となった液状化、それから大規模盛土造成地滑動崩落等への対応及び頻発する豪雨被害を考慮して、ハザードマップの活用について追記しております。前回の方針では“大規模な地震の発生やそれに伴う津波、及び集中豪雨”という事象の列挙のみでございました。

続きまして、26ページへ進みます。26ページの方でございますが、これは「交通施設の整備方針」の「幹線道路の防災機能の明確化」の項目では、これまで、「整備」についての

みの記載でしたが、「計画的な維持管理・更新」を加えるとともに、緊急輸送道路の無電柱化の推進等について追記し、また、「下水道及び河川の整備方針」の項目では、熊本地震を踏まえた内容を追記しております。例えば、熊本地震の際、下水道であれば、マンホールが浮上するというようなことがありましたが、これらを構造的に抑える対策や、河川堤防にある水門などの構造物の耐震対策などの検討を進めることとなります。

続きまして、ページ飛んで 28 ページの方になります。今回、最も見直しを行った項目が、この「都市防災についての基本的な方針」となります。この項目では、冒頭、東日本大震災からの教訓としていたものに熊本地震を加え、地震後に策定された県国土強靱化地域計画など、各種防災関連計画と整合を図ることを追記しております。また、「都市防災への対応方針」では、例えば、益城町のグランメッセなど防災拠点として指定していた施設が被災し、利用に支障をきたしたことを受けて、②ですが、「防災拠点の耐震化」を追記したことや、被災市町村では復興計画を策定し各種事業に取り組んでいっしょにやることから、⑧に「各自治体の復興計画に掲げた事業の確実な取組み」について追記するなどの対応をしております。

次に 29 ページでございます。前ページの続きとなりますけれども、「都市防災へのソフト面の対応」。こちらは改訂後の県地域防災計画などと整合するよう、「自助」「共助」をはじめとする地域防災力の強化について追記しております。以上が、主な改訂内容となります。

最後に、基本方針改訂後の動きについてご説明します。基本方針を改訂したのは、県が定める区域マスタープランへの反映検討を順次行っていきまして、関係市町村においても、市町村都市計画マスタープラン改訂の際は、この基本方針を反映検討がなされていくこととなります。以上で、熊本県都市計画区域マスタープラン基本方針改訂についてのご説明を終わらせていただきます。ご審議の程よろしくお願い致します。

## 位寄会長

ありがとうございました。都市計画区域マスタープラン基本方針の改訂ということで、本議は熊本地震を受けて、その対応ということを行ったというご説明でございましたが、何かご質問・ご意見等ございませんでしょうか。

## 岩下委員

土地利用など或いは防災の観点からも道路ネットワークは非常に重要なことではありますが、道路関係はどこに位置付けられておりますかね。

## 松田審議員

リダンダンシーの確保というのが、今回の熊本地震を踏まえた大きな反省点でございましたので、そこは他の分野と比べて少々詳しく盛り込ませていただいております。また一方で、県では具体的に、例えば、益城の熊本高森線の 4 車線化についても加速化を図っておりますし、本日、このあとご報告させていただきます中九州横断道路の都市計画手続きについても加速化を図っているところでございます。今回の方針を踏まえましても、さ

らに道路ネットワークの構築について力を注いでいくことと考えております。

#### **岩下委員**

東バイパス或いは北バイパスの渋滞状況が非常に酷いということで、熊本市のですね、色んなプラン中で渋滞解消なんかが叫ばれている訳ですけども、そういう東バイパスとか北バイパスの幹線道路のですね、改善状況についてはどうですかね。

#### **松田審議員**

その点についても、本日のご報告事項で、「都市交通アクションプラン」をご報告させていただきますが、都市交通アクションプランにおいては、熊本都市圏の渋滞状況を正確に把握し、その解決策として関係機関の政策を実行計画として取り纏めたものでございます。それを着実にやっていくことで、渋滞は図られるものと考えております。もう一つ、委員ご指摘の渋滞が顕著である東バイパス等の幹線道路についても、こちらについては、関係機関と具体的に、対策を検討することとして、一歩前進させるというように考えております。

#### **位寄会長**

よろしいでしょうか。

#### **岩下委員**

防災拠点のいわゆる強化を急ぐということで、グランメッセなんかもこうやって高いところがね、ところがことごとく体育館とかいろんな形で、今回はものすごく大きかった訳ね。だけど、こういうのは構造的に非常に地震に弱いというか、これを強化するというのは相当な箇所がありますよね、防災拠点とか。具体的なこの強化というのは、構造的にどういう形のことで強化ができるのかなと思って。要するに今の形状というのは、たくさんある訳ですよ。そういう中で強化をして地震に耐えるという形を補うというのは、どういうことでイメージをこれで考えておられる。体育館も相当ありますけど。イメージはだいたい描いてるでしょうから。

#### **坂井課長**

都市計画課坂井です。広域防災拠点は、グランメッセなど、消防学校、あともう1つ県民総合運動公園がございます。グランメッセについては天井等が落ちまして、物資材が運べなかったという状況でして。県民総合運動公園につきましても、パークドームの方も天井等が少し落ちまして、そこが入れない状況で。陸上競技場の部分が、なんとか持ちこたえて、物資をそこに搬入したという状況です。具体的には、今我々が取り組んでますのは、例えば、パークドームにつきましては、落下しないような、落下をする、例えば、スピーカーとか天井とかが落下しない、非構造物について落ちないように対策を打っていくということをしていきたいなと思います。以上です。

#### **位寄会長**

他にいかかですか。

#### **西岡委員**

29 ページの熊本地震で重要性が明らかになった自助・共助の部分ですけど、私、天草から災害の折、熊本市内に入りまして思ったことは、地震の被害を受けられた「便乗ゴミ」と言うんですかね、それが道路の狭いところに渦高く積んでありまして、地震が再度来た時には、火災が発生するんじゃないかと。生ごみも粗大ごみも一緒に道路に散乱しておりまして、そのような自主的な取り組みというのは、責任を持って考えていかないと、二次災害の大きな原因になるのではなかろうかというような感じがしたんですけど。その辺の自助・共助と言うんですか、の表現をもっとちょっと強くした方がいいんじゃないかという感じがします。

#### **松田審議員**

おっしゃる通りです。地震の震度が大きかったところ或いはそうではなかったところ色々ございましたが、熊本市や益城町においては、狭い道路等でそういった倒壊した部分も残っていて、緊急車両の通行に支障があったところもございました。そこについては、より具体的に、今後、市町村のマスタープラン等で今日の委員のご発言を踏まえて、検討されていくこととなります。今回のこの審議では、大まかな方向性のみを進言させていただければと思っておりますので、この方針を関係市町等に、我々県の方からお伝えする際には、今日ご発言された内容を踏まえて具体的に説明させていただこうと思っております。

#### **西岡委員**

自衛隊の救助まで、出動までですね、お願いをして整理しなくてはいけないようなことが起きておりますので、是非その辺も対応策として考えていただきたいなと思います。

#### **位寄委員**

ありがとうございました。どうぞ。

#### **濱田委員**

28 ページですが、無電柱化についてもっと詳しくお聞きしたいと思ひまして。県内全域で考えていくことなんですが、現時点で無電柱化って何パーセントくらい進捗していて、今後何年間ぐらいで全部こういう重要な場所にですね、無電柱化するってのは県民は注目するような政策と思うんですが、その辺をもっと詳しく教えて下さい。

#### **松田審議員**

今日はちょっと数字については持ち合わせておりませんが、無電柱化については電線事業者さんと協議会を持っておりまして、その中で「5カ年計画」、計画区間或いは短期間で整備する区間、順次優先度を検証しながらやっているところでもございまして、もちろん国の方でも、今回改めて防災の観点から無電柱化を積極的に推進していくという方針を打ち出されております。その関係機関の協議会において、今現在、具体的に次に何をするか検討しているところでもございます。お尋ねの数字については、改めて我々の方で調べまして、ご報告させていただきます。以上です。

#### **濱田委員**

大変重要な政策だと思います。出来るなら、観光の面と併せて、色んな土地で電柱がなく

なって景観が非常に良くなったと、世界遺産もありますので、そういう観点からやったら都合がいいのかなと、合理的だと思いますので、よろしくお願いします。

#### 位寄会長

ありがとうございました。他に何かございますか。

#### 岩下委員

防災に関連してですけれども、さっき体育館の話が出ましたけれども、病院ですね。病院・医療機関へのアクセスとか、或いはネットワークとか、そういうものは都市圏において非常に重要なものになってくると思いますけれども。例えば、3年前の震災で立野病院が倒壊して、患者さんを他の医療機関に搬送する。私の知り合いは、3時間4時間掛かって他の医療機関に移動したんですけれども。後から聞くと、その間、亡くなった方もいるということで。医療機関ですね、都市における医療機関の機能的なネットワークというか、構築っていうのをやはり都市計画の中にも位置付けてほしいなという風に思います。

#### 松田委員

委員ご指摘の通りでございます、熊本地震を踏まえた内容となっておりますので、都市計画の分野にも含まれております。一方で、国の方におきましても、例えば、来年度予算の方針として、物流対策の推進、これは緊急輸送路もそうですけれども、主要拠点へのアクセスと災害時ネットワークの代替性機能の強化というところで、熊本地震を検証しまして、委員ご指摘の通り課題が見えてきましたので、これを国の方も増して予算の方へ反映されていると伺っておりますので、我々もそれに追随して熊本でも積極的に道路構築を図っていきたいと考えております。

#### 位寄会長

他に何かございますか。

#### 柿本委員

こういった基本方針の作成の仕方についてですけど、質問ですけども。こういうものを作っていく時に、事前に説明あったんですけど、各種の計画との整合性を取りながら作っていく。4カ年計画・防災計画等と整合を取りながら都市防災について考えていくというお話されていますけれども。総合計画とかいろんな計画ってあるんですけど、それ作られる年度がかなり違っていたりして、こういった基本方針はリードしていく方針なので、後追いになっていると遅れたままずっと入っていくという形になっていきますけど、その辺の年度間の整合性、その辺はどう考えるのか。特にこの後、区域マスタープラン作って、市町村マスタープランに落とし込んでいく、市町村で総合計画というもの作られていきますよね。そうすると、作られる年次がだいたいずれてきて、全体の整合性がなかなか難しいっていうのが出てくる。この辺の基本方針と他の計画との整合性とか時間のずれですね、その辺についてはどのように考えていますでしょうか。

#### 松田審議員

まず、今回のこの方針の改定につきましては、都市計画のこの更新が下位計画になりま

す。4カ年戦略とか国土強靱化等々については上位計画ですので、それに追随した都市防災に関する記述と整合を図って盛り込んだということになります。また、第2のテーマの委員ご指摘の策定年度がですね、いろいろ変わってくる。例えば、市町村の総合計画等が、後から作られて、他の計画と整合が図られてないようなところが多々見受けられるんじゃないかというような質問の趣旨だと考えておりますが、上位計画との整合は必ず必要でございますので、例えば、各市町村が策定される都市計画については、同意協議等の中でご指摘をさせていただいているところでございます。それと年度が異なるということは、ある程度はやっぱり順次その新しい状況を踏まえて作られるところもございますので、出来るだけ整合を図られるよう調整を図って参りたいと考えております。

#### 柿本委員

一つお願いがございます。せっかくこういう基本方針が作られて、市町村まで降りてきても、市町村は都市計画マスタープランなかなか改定されてないところがございますので。古いままなんで。総合計画だけ変わっていきながら、相当運用上に問題が出てくるんじゃないかということもあるので、その辺も県として市町村の方にご指導の程よろしくお願い致します。

#### 位寄会長

他に何かございますか。

#### 副島委員

A4の資料の29ページなんですけれども、今日の改定前の方にはですね、津波に関する防災という項目があるのが、これは削られているのは何でしょうか。

#### 松田審議員

24ページを開いて下さい。24ページの新旧対照表の新しい方の朱書きの部分で、2段落目、”従って、大規模な地震による液状化や～中略～の発生や地震に伴う最後“津波”及び集中豪雨による～中略～発生を考慮し、ハザードマップ等で整理された情報を活用しながら土地利用の規制を図っていく”。つまり、あらゆる災害についても想定して今後ハザードマップ等危険なエリアが公表されていきます。当然津波についてもそういったもので公表されたところについては、都市計画サイドでは、土地利用の規制等を考慮・検討してということで考えてございます。

#### 位寄会長

よろしいでしょうか。他に何かございますか。今まで色々ご意見をいただきましたけれども、一応これは区域マスタープランという基本方針ということで、実施に当たってとかですね、それから数値的な目標とかですね、その辺もご意見もいただきました。それらは今後、具体的に市町村の方でまたマスタープランに入れていただきたいという風に考えております。ということで全体的な基本方針として、県のマスタープランということでは、この内容でよろしいということで、異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

はい。それではご意見ないようですので、議第 1321 号につきましては、異議なしということでご報告させていただきます。

審議：議第 1 3 2 2 号

建築基準法第 5 1 条ただし書き規定に基づく産業廃棄物処理施設の  
位置の件（宇土市）

#### 位寄会長

それでは続きまして、議第の 1322 号に移らせていただきますが、冒頭の説明のように、これからの 3 つの議題、1322、1323、1324 号については、非公開となりますので、傍聴や報道機関の方は、係員の指示によりご退室をお願い致します。

（事務局により誘導退出後）

それでは審議に入らせていただきます。「議第 1322 号、宇土市における建築基準法第 51 条ただし書きの規定に基づく産業廃棄物処理施設の位置の件」についてご審議をいただきたいと思えます。事務局から議案の説明をお願い致します。

#### 松田審議員

「議第 1322、号宇建築基準法第 51 条ただし書きの規定に基づく産業廃棄物処理施設の位置の宇土市の案件」についてご説明します。前方のスクリーンでご説明いたします。

はじめに、建築基準法第 51 条、それと都市計画の関係についてご説明致します。スクリーン記載の通り、卸売市場、火葬場、畜場、汚物処理場、ごみ焼却場、その他政令で定める処理施設については、都市の中になくってはならない重要な供給処理施設であると同時に、周辺の環境に大きく影響を及ぼす恐れがあるということで、その配置については、都市計画上の観点から十分検討されたものでなくてはなりません。都市計画区域内においては、その敷地の位置が都市計画決定されているか、または、特定行政庁が都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合でなければ、これらの施設の新築・増築・用途変更が出来ないということになっております。なお、施設の種類と審議会の関係については、産業廃棄物処理施設では県の都市計画審議会で、その他の施設については各市町村の都市計画審議会でその敷地の位置について審議することになっています。

次に、都市計画決定を行う場合と、51 条を使って許可を行う場合の使い分けについてご説明します。都市計画決定を行う場合は、建築物の建築を規制したり、事業者土地収用権が付与されるということから、廃棄物処理計画や都市計画区域マスタープランに位置付けられた施設、また、公益性を有する施設について、都市計画決定を行っています。一方、建築基準法に基づく許可の方ですが、こちらは民間施設等について、敷地の位置が都市計画上支障ないかを審議し、許可するという運用をしております。今回は都市計画決定された施設ではないため許可が必要となります。続いて、都市計画上の支障の有無についてですが、都市計画運用指針によりますと、まず一点目、「用途地域、及び周辺の土地利用への

影響」、それから二点目、「搬出入のための道路整備状況」、三点目、「周辺環境との調和」以上、この三つの観点からご審議いただきたいという風に考えておりますので、よろしくお願ひ致します。以上三つの観点ですね、本日この後、これを含めまして三つ同様の案件がございますので、同じような観点から残り二つについてもご審議いただくこととなります。

それでは、産業処理施設の概要についてご説明致します。位置については、宇土市松山町（まつやままち）になります。敷地面積は、約 5,000 m<sup>2</sup>。施設の種類は、民間の産業廃棄物処理施設で、木くずの破碎施設になります。付議理由でございますが、施設を増設することにより、木くずの処理能力が 1 日あたりですね、44.54 トンとなり、処理能力 5 トンを超える産業廃棄物処理施設となるということで、建築基準法第 51 条及び同法施行令に規定する「位置の制限を受ける処理施設」に該当し、その敷地の位置が都市計画上支障がないか、本審議会に付議するというところでございます。

続きまして、施設の位置について説明します。画面上段に宇土市役所がございます。申請地は、宇土市役所から南に約 2.5km のところがございます。周囲には宇城広域連合清掃センターがございます。主要な道路として国道 3 号、国道 266 号、県道八代鏡宇土線が通っております。施設周辺のこちら航空写真になります。申請地は住宅地から外れた山地の麓に位置しております。これを拡大していきます。県道と市道の交差点付近から約 300m のところに計画敷地がございます。周辺は林地を隔てて北側・西側には住宅が散在しているものの、住宅地を少し外れた山林に囲まれた丘陵地となっております。また、前面市道の東側突き当りには、宇城広域連合清掃センターが立地しており、申請地はその途中に位置していることとなります。

続きまして、敷地内の施設配置及び搬入搬出ルートについてご説明致します。今回、木くずの破碎処理施設を設置する計画でございます。敷地を赤で示しておりますが、既存の管理事務所、処理前の保管ヤード、破碎棟の 3 棟の建築物が存在します。また、緑色で示します「チップ置場」及び「チップ処理前保管ヤード」の 2 棟の建築物の増築が予定されております。破碎施設 2 基はいずれも既存の建築物内に設置されております。搬入搬出については、画面左側の出入口から運ばれた廃棄物、こちらは敷地内の各棟を経由しまして処理された後、木チップとして処理されるという工程になっております。

次に、破碎施設の状況についてご説明します。破碎施設の外壁には、青色で示す防音効果のある RC 及び鋼板の外壁が設置されております。申請されております 2 基の破碎施設と同型の写真を示しております。いずれも既存の建築物内に設置されるものでございます。処理能力は合わせて木くず 44.54 トン/日でございます。

それではこれから、対象となる産業廃棄物処理施設の立地に関して、ご審議いただく際の考え方についてご説明します。都市計画上の支障の有無については、先程ご説明しましたこの 3 点でございます。これら 3 つの観点からご審議いただきたいと考えております。

まず 1 点目、「用途地域、周辺の土地利用への影響について」。1 点目の部分です。画面



上には用途地域を示しております。北側の着色されているところが、用途地域が指定されている区域です。申請地を含む一帯は、用途地域が指定されていない区域内に位置しております。航空写真を重ねてみますと、国道から入った市道沿いに 10 件程度、それから計画敷地から少し先に進んだところに 20 軒程度の住宅、それからアパートが建っておりますが、近年新しい宅地の拡大は見られておりません。それから、敷地周囲は山林で囲まれてた丘陵地となっていることから、将来的にも住宅市街地となる可能性は低く、土地利用上支障はないと考えております。

2 点目の 3 つの観点のうちの 2 点ですね、「搬入搬出のための道路整備状況」についてご説明します。主要な搬入搬出ルートは、南北に走る一般県道八代鏡宇土線でございますが、写真のように片側 1 車線で整備された道路でございます。県道の交通量は、平成 27 年度の調査によりますと、昼間 12 時間交通量が上下合わせて約 19,000 台となっております。

次に、県道から入った市道の状況についてご説明します。県道から順に写真④⑤⑥のような状況でございますが、この区間の道路の幅員は概ね 5～6m ございます。写真⑥の奥に見えるカーブミラーや水路があるところに一部 4.1m と狭いところがございますが、そのすぐ手前に幅員約 6m の離合できるような場所がございますので、大型トラックでも通行が可能という道路でございます。市道をさらに進んで、申請地付近の市道の状況でございますが、⑦から⑨のとおり、この区間の幅員は約 5m～8m と幅が取れる道路でございます。当該市道の利用者は、申請地から先にあるピンク色で示す住戸約 20 戸の住民の方々、それから当該施設及び宇城広域連合清掃センターを利用する廃棄物運搬車両が主な車両となっております。現況のこの市道の交通量は、昼間 12h あたり約 105 台となっております。今回の破碎施設の新設に伴う交通量の増加見込みと致しましては、今回の施設の最大処理能力から算出し安全率も見込みますと、大型・中型・小型トラックを合わせまして、最大で 1 日あたり約 24 台程度増加すると想定しております。もともと一般車両の通行が少ないこと、同業者の運搬車両が主な利用者であることから、一般の交通に与える影響はそれほど大きくはないと考えております。

最後に 3 つのうちの 3 点目、「周辺環境との調和」についてご説明します。破碎施設は、防音効果のある外壁を有した建屋内に設置されることになっております。併せて、敷地の周囲には植樹帯の整備を行うとともに、フェンスを設置し、修景及び敷地外との遮断が図られる計画となっております。外壁の色も既存建築物の外壁色と同じ淡いグリーンという計画になっております。また、申請地周辺は山林であり、周辺環境への影響は少ないものと考えております。これらのことから周辺環境とも調和していると計画と考えております。

最後に、参考情報でございますが、県の環境部局におきまして、廃掃物清掃に関する法律がございますが、その法律に基づきまして産業廃棄物施設の設置許可に係る熊本県産業廃棄物指導要綱等があり、この要綱に基づきまして、生活環境影響評価が実施されております。この中では騒音、振動、大気汚染につきまして影響評価がなされ、その結果、環境基準を満足しております。また、平成 28 年 11 月 22 日に、申請地から半径 1km 範囲内にあ

る住民に対して説明会を開催されております。結果 5 名参加でございましたが、処理施設の設置に対する反対意見はございませんでした。また、不参加だった住民の方々に対しては、平成 28 年 12 月 28 日にも個別に訪問されて説明を行って、反対意見はなかったという報告を得ております。

以上、申請施設の立地に関する都市計画上の支障の有無について、先程ご紹介しましたこの 3 つの観点から検証したところ、全てにおいて都市計画上の支障はないと考えております。以上で本議案の説明を終わります。ご審議の程よろしくお願い致します。

#### **位寄会長**

ただいまのご説明に何かご質問・ご意見等ございませんでしょうか。

#### **岩下委員**

これは破砕だけで、焼却はないんですね。

#### **松田審議員**

はい、ありません。

#### **岩下委員**

それで地元の反対意見はないということでごございましたけれども、一般的に産廃場というのはなくてはならないけど、あつてはあんまり望ましくないというのがほぼ住民の意見として一般的ですね。反対はなかったけど、何も言わなかった人達が後から、なんでんかんでん言い出すことはないんですかね。今よくあるんですよ、そういうケースは。住民の同意というのが十分取れてるかなという懸念はちょっとあります。

#### **松田審議員**

この施設については元々、処理施設として今まで使われているところでごございまして、これまでも使われている中では、そのような反対のご意見はございませんでしたということをお聞きしています。

#### **小杉委員**

岩下委員に関連してお尋ねしますが、県の都市計画審議会、市町村の都市計画審議会、これが県に挙がってきておりますが、それがどういう理由かということが一つと、今、岩下委員が仰った地域住民周辺との調和の問題ですが、28 年度 11 月とか 12 月ですから、もう 2 年以上過ぎてるんですね。2 年以上過ぎた中で、再調査と言いますか、そういう風な説明会の必要はないんだろうかという風にちょっと気になりまして、いかがですか。

#### **松田審議員**

まず、県の審議会と市町村の審議会の使い分けと言いますか、権限でございまして、産業廃棄物処理施設については県の審議会になります。一般廃棄物、つまり、家庭用のごみを処理する施設については市町村ということになります。それに関連してですが、熊本地震が起きた際には、一般廃棄物が非常に多く出ました。実は、この処理施設はその際に、一般廃棄物の処理施設として改築・増築をされたところでもございまして。その後、熊本地震の廃棄物処理が一段落しまして、今後はその一般廃棄物で使われた施設を今度は産業廃

棄物処理施設として使いたいというような経緯でございます。つまり、委員ご指摘の平成28年度の説明会というのは、最初に施設を増築された際にですね、しっかりと説明をされたというところで2018年になっておりまして、そういった経緯もございまして、我々としては、改めて説明をされなくてもよろしいのかなというのと、我々はその点も申請者さんと確認をしましたところ、処理能力についてはですね、変わってないと。つまり、一般廃棄物で処理されている施設を、今回、産業廃棄物として改めて使いたいということで本審議会に諮っております。処理能力については変わらないということをご報告受けております。以上です。

#### **小杉委員**

それでは、地元の市町村の連絡或いは打ち合わせ、はまた別のところでやっておられますかね。

#### **松田審議員**

今回、産業廃棄物処理施設を本審議会に諮る前に、地元宇土市さんですね、ご意見を賜っております。また、意見照会も行っております。否定的なご意見はございませんでした。今回の申請者さんに置かれましても、地域住民のどの範囲の方を対象に説明したらよいかというのは、宇土市さんとしてしっかり協議をされた上で範囲を決め、また個別訪問もされておられますので、地元との調整は今後もしっかりやられるものと考えております。

#### **位寄会長**

他に何かございますか。

#### **柿本委員**

お聞きしたいのが処理能力のところ、現在のところは10倍ぐらいの処理能力になって、建屋の方はそれ程大きくはなってない。恐らく機械の処理能力でされてると思うんですけども。処理能力が変わらずに建屋だけ増築する時もこういった手続き。処理能力を見るとまだまだ処理場、ヤードとかも大きく出来ますよね。今のまま容積率とか建蔽率とかで言うとまだ余裕なんですけど。この辺はどういう風になってる。処理能力は変わらない状況で増築ですか。

#### **松田審議員**

本市議会にお諮りするの、あくまで処理能力の観点からとなります。仮に建屋が拡大していくということであれば、その際は、建築確認の中でご指導があることとなります。

#### **柿本委員**

なんとなく処理能力が上の建屋で規定されて、本当は処理能力がまだ小さいような気がするんで、大きくしていけばだんだん処理能力が上がっていくかなというような感じがしたんで、ちょっと質問しました。それと先程から住民の方の話が出たんですけど、ここに書いてある“住宅市街地となる可能性が低く、ある土地利用上に支障はない”ということなんですけど、これ仮に可能性が少ないとしても、仮に近隣を開発した時には、開発の方を止めるという考え方なんですかね。

### 松田審議員

民間の開発であれば、止めるという権限はございませんので何とも答えようが無いんですけども、他には、都市計画上で、用途地域を設定するという場合がございますが、今回の宇土市の用途地域は、ここから外れたエリアにもなっておりますし、将来的にも用途地域がこの敷地付近まで拡大していくということは考えづらいと考えておりますので、都市計画サイドとして人口・住居をこちらの方へ誘導していくというのは、今のところ考えておりません。

### 位寄会長

他に何かご意見・ご質問ございませんか。

### 副島委員

交通量の推定数量についてお伺いしたいんですけども、ここの資料を見ますと、前面市道の交通量が約105台あるという結果。増加量として24台ということなんですけれども、処理量が10倍になるのに、現在の状況と比較して、この処理施設に関する交通量の増加分はこのぐらいで止まるんでしょうか。

### 松田審議員

この車両の数字につきましては、申請者の会社の規模或いは実績に基づいた数字でございます。加えて、この処理能力が10倍という数字でございますが、機械の施設が10倍になったからと言って、毎日この10倍の能力を活かして処理される訳ではございません。聞いたところによりますと、処理能力が大きい中で半分、或いは3割の能力でやっていくことで、その機械を長年使うことが出来るということを伺っておりますので、言いたいことは、処理能力が10倍あるからと言って、最大限これを使われるということではございません。以上です。

### 位寄会長

他に何かご意見ございますか。ご意見無いようでしたら、本件異議なしということでもよろしいでしょうか。はい。それではご意見無いようですので、議題1322号につきましては、異議なしとしてご報告させていただきます。

審議：議第1323号

建築基準法第51条ただし書き規定に基づく産業廃棄物処理施設の  
位置の件（合志市）

### 位寄会長

それでは続きまして、「議題1323号、合志市内における、建築基準法第51条ただし書き規定に基づく産業廃棄物処理施設の位置の件」についてご審議をいただきたいと思っております。また事務局から議案の説明をお願い致します。

### 松田審議員

はい、「議題1323号、同じく建築基準法第51条ただし書きの規定に基づきます産業廃棄

物処理施設の位置の合志市の案件」について、ご説明致します。

建築基準法第 51 条と都市計画の関係については、先程説明させていただいた通りでございますので割愛します。この今回の施設の概要についてご説明します。

位置については、合志市竹迫（たかば）になります。敷地面積は、約 36,000 m<sup>2</sup>です。施設の種類の種類は産業廃棄物処理施設で、廃プラスチック類及び木くず又はがれき類の破碎施設になります。付議理由は、これら破碎施設の増設に伴い、許可対象となる廃プラスチック類が 302 トン/日、木くずが 606 トン/日、がれき類が 1337 トン/日の処理能力に増加します。そういうことで、許可当時の処理能力の 1.5 倍を超えていることになっております。

そのため、「位置の制限を受ける処理施設」に該当し、その敷地の位置について都市計画上支障ないか、本審議会に付議するものでございます。なお、当該施設は一般廃棄物処理施設にも該当しますので、その許可に関しましては、地元合志市の都市計画審議会で並行して審議することとしております。

施設の位置についてご説明致します。南側の赤色の部分が市街化区域、北側の着色されていない部分が市街化調整区域になります。合志市の庁舎から北東に約 2.5km 程のところが今回の申請地でございます。

続きまして、こちら航空写真になります。申請地周辺は畑が広がっておりまして、市街化調整区域内でもあることから、都市的な土地利用は行われておりません。敷地周辺の拡大写真をお示しします。敷地の南側には、牛舎等の農業用施設、それから道路を挟んで東側に住宅と農業用施設がございます。なお、今回の敷地は平成 26 年 3 月に一度、築基準法第 51 条許可を受けて、現在一般及び産業廃棄物処理施設として稼働中であり、そこに建築物の増築、破碎施設の増設が行われるという予定でございます。

次に、敷地内の施設配置と搬入搬出ルートについてご説明します。配置図を示しておりますが、赤い線で示した範囲が今回の敷地でございます。敷地の 3 方が合志市道と接続しております。既存建物は青色でございます。今回増築される建築物は、緑色で示した破碎棟・受入棟・事務所棟・倉庫棟の 4 棟となります。4 つの赤丸のところに破碎施設が設置される予定でございます。廃棄物は前面の合志市道から搬入され、敷地内で処理された後、搬入と同じ経路で搬出されるということになります。

それでは、増設される 4 基の破碎施設についてご説明します。始めに、1 基目の破碎施設と同型のものの写真でございます。この破碎施設は、受入棟の中のオレンジ色で示した位置に設置され、廃プラスチック類及び木くずを破碎処理します。防音対策として、建物には破碎施設の高さより高い、高さ 6m の鉄筋コンクリートの外壁を設置する計画とされております。

次に、2 基目及び 3 基目の破碎施設と同型の写真になります。どちらの破碎施設も、破碎棟の中のオレンジ色で示した位置に設置され、破碎施設②の方は先程と同様に廃プラスチック類及び木くずを、もう 1 つ③の方は木くずを破碎処理します。先程と同様に、防音対策として、建物には破碎施設の高さより高い、高さ 6m の鉄筋コンクリートの外壁が設置

される計画でございます。

最後に、4 基目の破砕施設と同型の写真でございます。この破砕施設は、屋外のオレンジ色で示した位置に設置され、がれき類を破砕処理します。屋外に設置されますので、防音対策として、敷地北側に緑色で示します高さ 6m の防音・防じん壁が設置される計画となっております。

ではここから、都市計画上の支障の有無について、先程の 3 つの観点からですね、審議いただくということになりますので、その 3 つの観点からのご説明をさせていただきます。

1 点目の「用途地域及び周辺の土地利用への影響」についてですが、申請地を含む一帯は、この写真のように主に畑が広がっておりまして、市街化調整区域に位置しております。敷地周辺の写真です。申請地周辺の土地利用は主に畑で、牛舎等の農業用施設が点在しております。市街化調整区域内であることから、市街化する可能性は低く、また、周辺に病院や学校などの施設もないことから、土地利用上は支障ないと考えております。

二点目、「搬出入のための道路整備状況」でございますが、主要な搬出入ルートは、菊池市方面からは県道 316 号線、熊本市方面からは県道 49 号線、大津町方面からは市道を経由しております。どのルートについても 2 車線で整備されております。平成 30 年 5 月 9 日に実施した交通の現地調査によりますと、施設が稼動する 8 時から夕方 5 時までを含む 12 時間での交通量は、4,058 台となっております。今回の破砕施設の新設に伴う交通量の増加見込みですけれども、熊本地震時のごみ処理実績及び増設施設の最大処理能力から算出して、最大で 233 台程度と想定されます。なお、熊本地震時の受け入れ実績から想定すると、実際は 50 台程度の増加見込みであり、一般の交通に与える影響は少ないと考えております。

三点目に、「周辺環境との調和」についてご説明します。破砕施設は、青色で示す高さ 6m の外壁を有する建築物内に設置されます。また、敷地北側の破砕施設付近には、オレンジ色で示す高さ 6m の防音・防塵壁が新設されます。敷地周囲の緑色で示した部分は、既に緑化がされております。なお、建築物の色彩は、既存建築物と同様に、景観に配慮したクリーム色及び淡い青色で計画されております。以上のように、周辺環境との調和に配慮された計画となっております。

最後に、参考情報ですが、先程と同じく県の環境部局において、騒音、振動、大気汚染について影響評価がなされ、その結果、環境基準は満足しております。申請地から半径 1km 範囲内にある 4 地区の周辺住民に対しまして、説明会を開催されてます。結果 5 名参加され、質問はございませんでした。もちろん反対意見もございませんでした。

以上、申請施設の立地に関する都市計画上の支障の有無について、3 つの観点から都市計画上の支障はないと考えられます。以上で本議案の説明を終わります。ご審議の程よろしくお願い致します。

## 位寄会長

ただいまの説明につきまして、何かご質問・ご意見ございませんでしょうか。

## 小杉委員

参考までですけど、県警からも出ておりますが、一般交通に支障はないということで安心してらるし、環境基準も満足という風に出ておりますので安心してますが、施設内にこれだけの大型プラントを設置される訳ですが、だいたい事業費はいくらぐらいか聞いておりますか。

#### 松田審議員

申し訳ありません、聞いておりません。

#### 小杉委員

参考までにちょっと知っておられるのかなと思って。

#### 位寄会長

よろしいでしょうか。じゃあ、他にご意見ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

はい、それではご意見無いようですので、議第 1323 号につきましては、異議なしということでご報告させていただきます。

審議：議第 1 3 2 4 号

建築基準法第 5 1 条ただし書き規定に基づく産業廃棄物処理施設の  
位置の件 (大津町)

#### 位寄会長

それでは引き続きまして、「議第 1324 号、大津町における、建築基準法第 51 条ただし書きの規定に基づく産業廃棄物処理施設の位置の件」について、ご審議をいただきたいと思っております。また事務局の方からご説明よろしくお願ひします。

#### 松田審議員

「議第 1324 号、同じく産業廃棄物処理施設の位置の大津町の案件」について、ご説明します。

位置については、菊池郡大津町大字矢護川(やごがわ)になります。敷地面積は、約 11,000 m<sup>2</sup>です。施設の種類は産業廃棄物処理施設で、木くずの破碎施設となります。付議理由、木くずの処理能力が 80.36 トンであり、1 日当たりの処理能力 5 トン超えるということで、本審議で審議していただく案件に該当致します。

敷地の位置についてご説明致します。南北に国道 325 号線、東西に国道 57 号が走っており、画面中央付近が大津町役場となります。緑色で囲った部分は、用途地域が指定されている区域でございます。申請地は大津町役場から約 4 km の北側にありまして、用途地域が指定されていないところに位置します。申請地付近の拡大図になります。用途地域の区域からは約 1km 離れた、県道矢護川大津線沿いにご覧いただけます。

施設周辺の航空写真です。申請地は市街地から北側に外れ、山林を超えた高台の一角に位置しております。県道矢護川大津線を大津町役場方面から北側に向かって進み、集落及び林地を抜けたところに位置しております。申請地南側には山林が、北側には畑が広がっ

ております。

次に、敷地内の施設配置及び敷地内の搬入搬出ルートについてご説明します。

今回、木くずの破砕処理施設を新設する計画です。敷地内には、建築物は緑色で示します「破砕・選別棟」及び「管理事務所」の2棟の建築物の新築が予定されております。破砕施設は、「破砕・選別棟」内に設置される予定です。搬出搬入ルートですけれども、県道を北上し運ばれた木くずは、西側の出入口から搬入し、計量器を通過し、受入・保管された後、建屋内の破砕施設で破砕後、木チップとして出荷されます。搬出の際は搬入と同様、県道を南下していくこととなります。

次に、破砕施設の状況についてご説明します。破砕施設のイメージ写真と今回設置される施設の平面図・立面図を示しております。破砕施設は、ピンク色で示します防音効果のある鋼板の壁を有する建築物内に設置されます。

それではここから、先程同様、3点の観点から説明をさせていただきます。

1点目、「用途地域及び周辺の土地利用への影響」ですが、画面には用途地域を示しております。色がついたところでございます。申請地を含む一帯は、用途地域が指定されていない区域となります。周辺の状況・航空写真でございますが、土地利用は主に山林、畑地となっております。将来的にも住宅市街地となる可能性は低く、土地利用上支障ないと考えております。また、環境衛生上立地制限のある学校や病院の位置関係について説明しますと、敷地南側に対象となる大津北小学校がございますが、約600m離れておりまして、許可の基準上も支障ありません。

2点目の「搬入搬出のための道路整備状況」についてですが、主要な搬入ルートは、申請地の南側からのアクセスになり、主に国道325号、大津町道三吉原北出口線（さんきちばるきたでぐちせん）を利用します。申請地の状況の写真でございます。オレンジ色の県道矢護川大津線は写真の通り、片側1車線の道路でございます。県道の交通量は、平成22年度時点で、昼間12時間交通量が約2,432台でございます。今回の破砕施設の新設に伴う交通量の増加見込みですけれども、施設の最大処理能力から算出して、大型の10tトラックで往復22台程度増加すると想定しております。一般の交通に与える影響は大きくないものと考えております。

最後に、「周辺環境」との調和についてご説明します。破砕施設は、写真イメージのような外壁を有した建屋内に設置されることになっております。外壁の色はシルバー系の配色でございます。併せて、敷地の周囲には緑色で示す植樹帯の整備を行い、修景及び敷地外との遮断が図られる計画となっております。また、申請地周辺は山林及び畑であり、周辺環境への影響も少ないと考えております。これらのことから、周辺環境と調和している計画と考えております。

最後に、県環境局でも先程同様に、騒音、振動、大気汚染について、鑑定影響評価しております。環境基準は満足しております。また、半径1km範囲内にある4地区の周辺住民に対して説明会を開催されております。合計で59名参加されましたが、反対意見はご



ございませんでした。

以上、都市計画上の支障の有無について、本議案の説明を終わります。ご審議の程よろしくお願い致します。

#### 位寄会長

それでは本件につきまして、何かご質問・ご意見等ございませんでしょうか。

#### 大内田委員

この3番目の内容については新設ということになってる案件だと思うんですけども、図面上で見ました時にですね、1点だけ、搬出搬入ルートに対してですけど、この地図の1番のところ、①のところの重なるところですね、ここの部分、道路整備とカーブになってるようですので、出入りに関してやや危険性が疑われると。その部分だけご返答いただけること、ご指導等可能なことなんでしょうか。

#### 松田審議員

前面の道路は県道でございますので、県道管理者と協議されておりました、直角に交差する進入口を設けるということで予定されております。

#### 大内田委員

要はいわゆる出入口を直角じゃなくて、カーブのところ出入口を設けると、後続車あたりが追突する危険性の部分の懸念はちょっとないのかなという交通管理者上の立場での発言なんですけれども。

#### 松田審議員

ご指摘のように、カーブの途中でございまして、見通しが悪いという指摘も県道管理者からも出ておりました、切込みをこの敷地側に、設けることで見通しを改善させる措置を取っております。

#### 大内田委員

了解しました。

#### 位寄会長

よろしいでしょうか。ありがとうございます。他に何かございますか。

#### 小杉委員

仰った件は、きちんとそれで出来るわけ。

#### 松田審議員

道路管理者からきちんと指導致します。

#### 小杉委員

安心しました。

#### 位寄会長

そうしましたら、他に何かご意見無いようでしたら、本件異議なしということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

はい。それでは異議ございませんので、議第 1324 号につきましては、異議なしとして報告させていただきます。

#### 報告

- ・中九州横断道路の都市計画決定及び環境影響評価の手続きについて
- ・熊本都市圏総合交通戦略について

#### 位寄会長

引き続きまして報告に移ります。報告ですので、再入室される方はいらっしゃいますか。  
(報道及び傍聴の方がいる場合、再入室後)

はい。それでは報告 2 点ございます。報告事項 1 点目が「中九州横断道路の都市計画決定及び環境影響評価の手続きについて」というもの。それから 2 点目が「熊本都市圏総合交通戦略について」ということでございます。報告事項 2 点につきましては、説明後にまとめて質疑を伺いたいと思いますので、よろしく願います。それでは事務局から説明をお願いします。

#### 松田審議員

資料は緑色の表紙の議案集の“報告”というところを捲っていただいて、A3 番の紙裏表を使って進めさせていただきます。「中九州横断道路の都市計画決定及び環境影響評価の手続きについて」でございます。

中九州横断道路、大津町から熊本市に及ぶ道路でございますが、こちらについては、今後都市計画審議会にお諮りする予定としております。昨年 6 月の都市計画委員会でもご報告しておりますが、今回の、現在の手続き状況についてご報告します。中九州横断道路は、この左側、左の地図に示します通り、大分市と熊本市を結ぶ延長 120km の地域高規格道路でございます。今回はこのうち、大津町から熊本市までの区間について都市計画決定しようというものでございます。この資料の裏面の位置図をご覧ください。事業プランは、赤文字で旗揚げしておりますが、約 14km の区間。大津町の国道 325 号から熊本市の九州縦貫自動車道までのプランとなります。道路の区画は 4 車線の自動車専用道路となります。インターチェンジの位置でございますが、丸で IC と書いてありますけれども、国土 325 号、県道 316 号、住吉-熊本線、国道 387 号との交差点部に計画しております。なお、延長約 14km のうち約 1km は政令市や熊本市の地域を通る予定となりますので、その部分については、熊本市の都市計画審議会に諮られる予定でございます。

次に、現在の手続き状況についてご説明します。また戻っていただいて、表面ですね。右側をご覧ください。今回この事業は、事業規模が環境影響評価法の第一種事業に該当するというので、都市計画手続きと併せて、環境影響評価の手続きを行うという風になっておりまして、都市計画決定権者が、県知事ですけれども、これらの手続きを実施するよう環境影響評価法に定められてございます。青で書いた左側のフロー、こちらが都市計画決定の手続き。緑側のフローが環境影響評価の手続きとなります。これまでですね、中段

部分に”現在”と書いてありますが、それより上段の部分で、これまで環境影響評価の続きとして、調査項目や予測・評価の手法などを示す「方法書」の続きを終え、調査・予測・評価などを実施しております。現在は、その結果を取り纏めた「準備書」の作成を行っているところでございます。都市計画の続きとしましては、都市計画素案の説明会を昨年11月に、熊本市・合志市・大津町にて計5回開催しまして、延べ約300人の出席がございました。説明会では、色々質問がございましたが、主なものをご紹介しますと、都市計画決定の時期や、用地買収の時期、事業完了の時期、或いは交差点の形状、側道設置計画があるかないかなどなどについてのご質問がございました。それらの回答としまして、道路整備の時期に関しては、現時点では未定であること。それから、交差点の形状につきましては、一般道路と出入りがある場所は平面交差、それ以外は立体交差となる。或いは側道ご要望等ございましたが、その設置の有無については、事業化された際に、関係者の方々の意見を伺いながら検討すること、そういったことをご回答させていただきました。なお、説明会全体を通じましてですけれども、今回の都市計画素案に対して反対のご意見というのはございませんでした。現在は、都市計画法に基づく管理者協議などを行い、都市計画案を作成しているところでございます。今後は、都市計画の案及び環境影響評価の準備書が纏まり次第、それらを縦覧し、住民意見の提出を受け付ける予定としております。併せて、環境影響評価準備書に関する説明会も熊本市・合志市・大津町にて今後開催する予定としております。その後は、環境影響評価手続きの準備書の次のステップ「評価書」を作成し、準備が整った段階で都市計画案とその評価書を本審議会にお諮りしたいと考えております。今後の手続き状況につきましては、機会ある毎に、この審議会の中でご報告させていただきたいと考えております。以上が九州横断道路に関する説明でございます。

続きましてもう1点目。「熊本都市圏総合交通戦略について」のご報告でございます。捲っていただきましてA3番2枚組。こちらは概要になります。皆様のお手元にはパンフレット、厚いパンフレットもお配りしております。こちらの概要を2枚ペーパーで説明させていただきます。

熊本都市圏総合交通戦略でございます。熊本都市圏の交通の将来ビジョンを示した「熊本都市圏都市交通マスタープラン」の実行計画となります。都市交通マスタープランというのは、平成24年に作ったものですが、その今回作ったのは実行計画というものでございます。最初に、策定の経緯についてご説明します。資料の1枚目左側でございます。平成24年度に熊本都市圏の人の移動目的や手段などを調査したところ、高齢者交通が増加していること。公共交通、特に路線バスの利用者が非常に減っている。或いは自動車交通の割合が増加している。交通渋滞が恒常化している等々の問題が明らかになったことでございます。資料右側をご覧ください。この調査で明らかになった問題を踏まえまして、平成28年3月に、熊本都市圏都市交通マスタープランを策定し、熊本都市圏が目指す将来像の実現に向けて必要なる公共交通、或いは道路ネットワークの将来像、公共交通再生の必要

性等々、都市交通を最適化するベストミックスの構築を目指すことなどを提案しました。一方で、この都市交通マスタープラン策定直後の平成 28 年 4 月に熊本地震が発生しております。先程の都市防災という観点からも、基幹交通ネットワークの整備の重要性が非常に大きく再認識されたところでございます。

そこで今回、この総合交通戦略の策定におきましては、熊本地震からの復旧・復興・都市防災強化の視点を明確にすることをしました。さらに社会情勢の変化を適切に反映する視点を加え、随時見直しを行っていく計画としております。以上の視点を踏まえまして、熊本都市圏の課題に対応し、将来の実現のための実行計画として、今回纏め上げたものでございます。この実行計画でございますが、目標年次を設定しておりまして、まず、熊本地震からの 10 年後に当たる、2025 年度を目標に設定しております。この戦略の対象エリアは、熊本市を中心とする 5 市 6 町村となっております。

資料裏面をご覧ください。交通戦略の基本的な柱と致しましては、公共交通・道路・まちなか交通 3 つを設定しております。近縣市町村が行う道路事業や交通事業者が行う取り組みなどを纏めております。

公共交通の政策としては、「基幹公共交通の定時性、速達性、輸送力の強化」、或いは「バス路線網の再編」、「コミュニティ交通の拡充」、「公共交通の利用促進」、「防災力の向上」の 4 つに取り組むとしております。例えば、路面電車の延伸、交通結節点の整備、具体的には合志市の御代志駅前の整備等々に取り組むとしております。

次に、道路の政策としては、「2 環状 11 放射の道路網の形成」、「交差点改良等による交通円滑化」、「多核連携、災機能向上等に資する道路整備」、「基幹公共交通軸と一体となった道路整備」この 4 つに取り組むこととしております。

次に、まちなか交通の政策としては、「中心市街地の拠点機能の向上」、「歩行者ネットワークの形成」、「自動車ネットワークの形成」この 3 つに取り組むこととしております。

右面に移りまして、「連携パッケージ」について少しご説明します。こちらは例えば、公共交通と道路、或いは道路とまちなか交通、公共交通とまちなか交通、こういった複数の政策を組み合わせることを「連携化」としてしておりますが、そうすることによって相乗的な効果が見込まれるというものでございます。一例として例えば、公共交通と道路の組み合わせについてですが、益城方面の取り組みを紹介しますと、資料 2 枚目をご覧ください。2 枚目表面の右側、右側上部のイラストになります。熊本市中心部から益城方面へのバス路線となっている県道熊本高森線の 4 車線化を整備しておりますけれども、この整備と併せまして、バスが乗り入れできるような交通結節点や沿道に位置するバス停付近の駐輪場を整備したり、或いは、併せてコミュニティ交通の導入を検討したりすることで、基幹公共交通のさらなる機能強化を図るというものでございます。裏面をご覧ください。2 枚目の裏面をご覧ください。交通戦略の成果指標として、今回の指針を踏まえまして、都市交通に関する平常時の視点に加えて、防災の視点でも評価するとしております。右側は、交通戦略の推進体制を記載しております。今回のこの策定の評議会を継続し、毎年、政策の進捗

状況を確認していくこととしております。戦略の取り組み期間中、社会情勢の変化等々に合わせて、随時今回のこの計画の見直しをすることとしております。以上で「熊本都市圏総合交通戦略」に関するご報告を終わります。よろしくお願い致します。

#### **位寄会長**

どうも、ありがとうございます。ご報告ということで2点伺いましたけれども、まず、中九州横断道の計画について、ご質問・ご意見等ございませんでしょうか。

#### **小杉委員**

参考までお尋ねしますけれどね、この中九州横断道路は叫ばれて久しい訳ですが、現在は都市計画案というところですよ、これがずっと進んでいって、都市審議会でも都市計画決定の目標年次はいつ頃に置いておられますか。

#### **松田審議員**

目標は今のところ設定はしておりません。一般的には、都市計画の説明会を終えたのち、案件を決定するまで半年から一年程度と我々見込んでおりますけれども、今回は併せて環境影響評価の手続きも行うということで、今後、準備書に対してどのようなご意見があるか、そのご意見の中身次第では、時間が掛かってしまうということも想定しうるので、なかなか都市計画だけでは、予想はできないというのが実情でございます。

#### **小杉委員**

そうすると、これは当然それも絡んでくる訳ですよ、そして、今仰った環境影響評価の方が、時間が相当掛かる訳ですかね。

#### **松田審議員**

現地の調査の方は一通り行っておりますけれども、ご意見次第では、さらに調査が必要となる場合もございます、そこら辺は今後の手続き次第ということになります。

#### **小杉委員**

おおよそ、今度平成が変わる訳ですが、新しい元号…西暦で言うならば、あと何年の2千何年ぐらいにと、そういうだいたいの思いはございませんか。

#### **松田審議員**

順調に進めば、半年一年というところでございますので、都市計画だけ言えば、そこら辺はある程度、都市計画だけの中では目標にしたいと思っておりますけれども。

#### **小杉委員**

それから着工が始まって、また数年か十数年か。というのは、南海トラフが30年以内に70%発生するだろうという話もある訳ですが、それによって、数十万の死亡者が出るだろうとありますが、1月3日に熊本で、和永で地震がありましたでしょ。その後、また和永でその時には震度5弱だったですかね。3日は6弱だったですか。それと、1月3日の数日後に鹿児島で震度4があった訳ですよ。専門家に言わせると、鹿児島の地震がゆっくりしたプレートの動きだったということで、あれが南海トラフに関連するような動きに懸念されるという一部の専門家の意見もある訳ですね。だから大分県の人達は、とにかく急い

でこういう横断道路を作ってもらわないと、避難とか熊本からの色んな方面とかも、いる訳ですが、都市計画課の頑張りで出来るだけ早めに中九州道路の決定まで頑張ってください。以上です。

#### **位寄会長**

ありがとうございました。

#### **上野道路都市局長**

小杉委員ありがとうございます。道路都市局長の上野でございます。委員がおっしゃられる通り、熊本地震を経験し、加えて、県と致しましても、九州の横軸ということで、この中九州横断道路或いは九州中央道の整備に、精力的に今取り組んでいるところでございます。熊本都市圏においては、この中九州横断道路、非常に重要な位置付けを示すものでありまして、住民の皆さんのご意見を十分踏まえて上で、計画を進めて、県としましては、事業についても国と連携を取りながら、一日も早く進めて行きたいという風に考えておりますので、今後ともよろしくお願ひします。

#### **小杉委員**

力強いお答えありがとうございます。

#### **濱田委員**

公共交通に関して、路面電車の延伸というのが計画として挙がってるんですが、JR九州の三里木駅から空港まで、アクセス改善で延伸という計画が議会で挙がってましてね、基本的に路面電車の延伸というのは、空港のアクセスを良くしようという観点から考えられてきたと思うんですが、両方やっていくというような認識でいいんでしょうか。どういう風に捉えればいいのかなどと思ひまして。その辺はちょっと教えて下さい。

#### **松田審議員**

路面電車の延伸につきましては、今現在、具体的に熊本市では、新しい市民病院までの延伸を考えておられます。併せて、空港方面への延伸というのは、路面電車については、以前から計画の俎上にはございましたが、現段階においては、JR豊肥本線から、空港へのアクセスに絞って進めて行くという県の方針でございます。

#### **濱田委員**

路面電車に関しては、県はひとまず置いといてという、これはあくまで市が主導すること、そういう認識でよろしいでしょうか。

#### **松田審議員**

まず、出発点が熊本市域ですので、一次的には熊本市が戦略的にどう描かれるか。で、その先に県が関わっていくことになると思ひておられます。

#### **濱田委員**

一応計画で戦略の中には残しておこうというような認識で書かれてるのかな。その辺がちょっと曖昧で。計画だけ載せてて県は結局関与しなかったということになり兼ねないかなとその辺思ひんですが、どうですか。

### 松田審議員

今回のアクションプランは、県市共同で策定おりました、お互いの事業をお互いでチェックする、或いはチェックした内容を公表していくという関わり方でございます。だから、県事業だからと言って県が、市事業だから市というものではなく、お互いでチェックしてやっていくというスタンスでございます。

### 濱田委員

了解しました。ありがとうございます。

### 位寄会長

はい、よろしいでしょうか。他に何か。

### 柿本委員

同じような話ですが、三里木から空港へアクセス、鉄軌道でいう話がありますけど、その辺の話とこのアクションプランとの関係性はどうなってるんですか。マスタープランを作る時には、たぶんそこまでの話は入ってなかったと思います。この中を見てもまだ入ってないんですけど、先にそういうやつが出来るとするのは、こういう総合計画との関連性はどんな感じなんですか。県としては。

### 松田審議員

このアクションプランを作成する議論の過程においても、空港アクセスについては、検証・検討して参りました。皆さんお手元にお配りしている冊子の方ご覧いただくと、冊子の33ページの左側の14番に空港アクセス性の改善として、実行計画として位置付けたところでございます。

### 柿本委員

マスタープランの際には、三里木駅付近には、その辺から延伸するというよりは、新駅の計画という風に記載されておりましたよね。マスタープラン上では、その辺はもうなくなって延伸という話なんですか。

### 松田審議員

そうですね。平成28年マスタープランを作った段階では、新駅というお話もありましたし、三里木駅からという絞り込んだところでは明記されておりました。つい最近、三里木駅からというところで具体化になりましたが、それまでは、大津駅とか三里木とかですね。市電延伸も含めてですね、空港へのアクセスをどうするかということで、マスタープランには明記されておりました。それを実行計画に移す、今回のアクションプランに移す段階において、より具体的に絞り込んだというのが豊肥本線からのアクセスということになります。

### 柿本委員

市電の延伸の方ですけれども、市電の延伸、先程、市の病院の方にアクセスされるという話。マスタープラン策定の際には、熊高線の拡幅と共に延伸の方を協議していくという話だったと思うんですけど、その辺のところはもう協議せずにそっち側にして、拡幅だけ

が進んでいくという話になってるんですかね。

#### **松田審議員**

熊高線の中での、健軍からの先への延伸ですね、こちらについては、今回のアクションプランでは否定したものではございません。将来的にも必要性はその都度検証していく、延伸の必要性は検討していくという考えであります。まずは、空港へのアクセスについては、豊肥本線から。路面電車の延伸に限って言えば、健軍からの延伸は否定しているものでもございませんし、今後引き続き検討していくということになります。

#### **位寄会長**

よろしいでしょうか。他に何か。

#### **濱田委員**

せっかくですので、ちょっとざっと見たんですけど、都市圏のですね、交通渋滞緩和のためにパークアンドライドと言うんですかね。それをずっと議論してたんですけど、これにその言及がなかったかなと思うんですけど、どうとらえたらいいですか。

#### **松田審議員**

33 ページの 31 番でございます。パークアンドライドについては、今現在も商業施設等を利用したパークアンドライドを我々県の方で推進しております。

#### **濱田委員**

ぜひ考え方としてはですね、交通渋滞を緩和してですね、コミュニティ交通と言うんですか、利用を促進するというのがエコになりますし、ぜひ強力に押し進めてください。

#### **位寄会長**

はい、ありがとうございます。他に何かご意見・ご質問等ございませんでしょうか。特に無いようでしたら、これでご報告を終わらせていただきます。以上で議案の審議全て終了致しました。皆様方には活発なご議論、円滑な運営・ご協力いただきまして、ありがとうございました。それでは事務局にお返しします。

### **(7) 閉会**

#### **坂井課長**

委員の皆様、ご審議ありがとうございます。審議会の知事への答申を受けまして、今後、熊本県内の都市計画的マスタープラン改訂の方を進めていきたいと思っております。本日は長時間に渡り審議いただきまして、本当にありがとうございます。それでは、これをもちまして、第 153 回熊本県都市計画審議会を閉会致します。ありがとうございました。

**【午後 12 時 10 分閉会】**



本書のとおり相違ありませんので、熊本県都市計画審議会運営規則第12条第3項の規定によりここに署名します。

H31年〇月19日

議事録署名者

熊本県都市計画審議会委員

安樂美代子



本書のとおり相違ありませんので、熊本県都市計画審議会運営規則第12条第3項の規定によりここに署名します。

H31年3月19日

議事録署名者

熊本県都市計画審議会委員

城下広作

